# 単純平均市場価格調整単価について

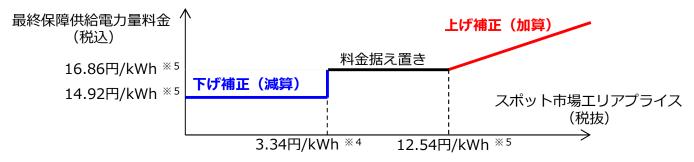
### く単純平均市場価格調整単価による補正イメージ>

### <加算する場合>

スポット市場の平均価格\*1を補正した額\*2に託送電力量料金単価を加味した値が電力量料金単価\*3を上回る場合、その差額を電力量料金単価に加算します。

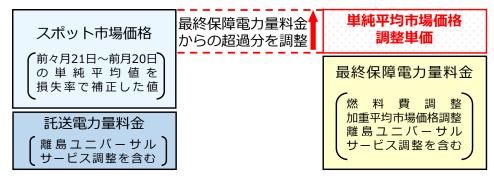
## <減算する場合>

スポット市場の平均価格が3.34円/kWh (税抜) \*4を下回る場合、電力量料金単価と 当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者である九州電力株式会社が公表している 標準メニューの電力量料金単価との差額を減算します。



- ※1 スポット市場における九州電力送配電の供給区域の取引価格(エリアプライス)
- ※2 卸電力取引市場の平均価格(税抜)に消費税等相当額を加え、ロス率で補正
- ※3 燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価を含む
- ※4 2019年度から2021年度の最も安い期間の平均値
- ※5 高圧・最終保障電力A・その他季料金の場合 (契約種別ごとに異なり、燃料費調整等により変動します)

#### ○単純平均市場価格調整単価の算定イメージ(加算する場合)



補正後の単純平均市場価格+託送料金

最終保障電力量料金

※ 単価算定の詳細は「単純平均市場価格調整単価のお知らせ」をご確認ください。

#### <単純平均市場価格調整単価の算定・公表と適用時期>

- ▶ 電気のご使用月の前々月21日~前月20日までのスポット市場価格から、単純平均市場価格調整単価を前月末までに算定します。
- ▶ 単純平均市場価格調整単価は、当月の料金に適用します。

